

発信の場として活用していく。

#### (4) センター外諸研究機関との協力体制の強化

最先端の技術シーズと臨床現場のニーズのマッチングを図るため、技術シーズを有する大学・研究機関・企業などとの共同研究体制を強化する。その前段階として、障害当事者・研究者・福祉機器開発企業の技術者などが一堂に会して各自のニーズとシーズを紹介し、意見交換を行う場を設ける。

以上、見てきたように、障害者に対する新たな支援技術、支援機器の開発をめぐる課題は、障害を取り巻く環境の変化とともに大きく変化してきており、最近では、脳神経科学、ロボット、再生医療、情報技術などの先端技術の導入が求められているほか、研究所内の研究にとどまらず臨床現場における経験を活かした取組や技術シーズを有する他の研究機関・企業・大学などとの協力体制の構築など、幅広い情報収集と情報発信が必要な状況になっている。代表例として厚生労働省が実施した感覚器障害戦略研究において運営及び進捗管理を主導的に行ったことが挙げられる。また、発達障害や高次脳機能障害など新たに取組が必要とされる障害種別も生じており、今後とも新たな支援対象とすべき障害種別（いわゆる谷間の障害）への対応など総合的な取組が求められることとなる。

このような課題への対応については、医療から福祉までの臨床現場を有する特性があり、産官学や地方公共団体の総合リハビリテーションセンター等研究機関との有機的連携による共同研究、研究交流を進めてきた実績を有する国立障害者リハビリテーションセンターに一日の長があるのではないかと考えられ、「医療・福祉の連携による社会参加支援技術、機器開発と普及」をはかるため、国立障害者リハビリテーションセンター研究所の活動強化を図ることが望ましいと考える。

#### 6) 障害者と情報

障害者権利条約第 21 条において、「あらゆる形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる」こととされている。また、上記の二つのシステムと異なり、情報保障については、すでにこれまでに多くの取組が行われてきている。例えば、DAISY（Digital Accessible Information System）がデジタル録音図書の国際規格としてわが国においても普及しており、点字図書館等での利用やインターネットを通じた情報提供がすでに実施されている。また、平成 22 年 1 月 1 日施行の改正著作権法では、福祉事業

者が著作権者の許諾なしに送信等ができる範囲を拡大している。こうした施策を通じて、障害者に対する情報保障の水準はかなり上がってきているが、障害当事者からは障害者基本法における情報アクセスに関する規定の創設を求めるなどの動きが出ており（「障害者基本法における、情報にアクセスする権利の保障について」／平成 22 年 11 月 30 日障がい者制度改革推進会議提出資料）、今後とも、障害の種別にかかわらず、情報保障が必要な障害者への十分な対応が求められることとなると考えられる。

なお、国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、研究所において、平成 16 年度以降「障害者の自立と社会参加を支援する情報コミュニケーションシステム等の研究開発」において、DAISY の開発普及についての調査研究を行ってきた実績がある。

他方、先進的医療により多くの障害で機能改善が図られるようになるとともに、リハビリテーションという用語が社会モデルへの広がりを見せる中で、障害者の社会参加や権利擁護といった面での関心も急速に高まりつつある。ここで障害者施策の中で重要な課題になったのが均てん化であり、とりわけ情報過疎に置かれたために医療・福祉サービスを利用できずに終わることのないようにすることは喫緊の課題である。また、障害者支援に携わる専門職にあっても情報は切望の対象である。

その解決の嚆矢となったのは平成 20 年 3 月に厚生労働省に設置された発達障害情報・支援センターであり、平成 20 年 10 月には国立障害者リハビリテーションセンターに移管された。この情報・支援センターでは、発達障害に関する最新かつ信頼できる情報を収集・分析し、ホームページを通じて当事者・家族、全国の発達障害者支援機関及び一般国民に対して広く普及啓発活動を行うだけでなく、全国の発達障害者支援センターの連携の取りまとめ、さらには必要な調査研究の実施を業務とし、一定の成果を上げた。そこで高次脳機能障害の分野で同様な機能をもつ機関として平成 23 年 10 月に高次脳機能障害情報・支援センターに国立障害者リハビリテーションセンターに設置した。

障害は身体、知的、精神の 3 障害に亘る種別での分類から、年少者から高齢者に至るまでのライフステージに応じた支援策あるいは教育・就労といった社会参加のあり方まで格別に広い領域をもつ施策の対象であり、これに対応する「障害者情報・支援センター」はまだ構想の域を出ない。しかるに発達障害、高次脳機能障害と別個に設置された機関を橋頭堡としてこれを障害情報・支援センターへ発展させることができれば、障害者及びそれを囲む人々の利便に資することは論を俟たない。

がん対策における「国立がん研究センター がん対策情報センター」のような機能を備え、わが国の障害対策を総合的かつ計画的に推し進めるために必要な情報を整備

する機関の整備が望まれる。

#### 7) 障害福祉に関するマクロ的資源配分

障害福祉サービスについては、障害者自立支援法施行（平成 18 年 4 月）以後、ほぼ毎年 10%程度の予算の伸びを示している。その結果、法施行前年に当たる平成 17 年度の障害福祉サービス関係予算が 3,947 億円であったのが、平成 24 年度政府予算案では 7,884 億円となっており、ほぼ倍増となっている。

このような障害福祉サービス予算の増加、別の表現をすれば、障害者が利用する福祉サービス量の急激な増加については、どのように評価することが適切なのか。例えば、これを否定的にとらえる立場からは、障害者に対する公費投入の正当性を求める見解が出される可能性もある。とりわけ、近年、わが国の国民総生産(GDP)が伸び悩むなど経済環境が必ずしも良くない状況で、国民における経済格差が拡大しているために、障害福祉サービスの伸びについて、逆差別ではないかなどとする一方的な見方が助長される可能性も否定できないところではある。

一方、障害関係予算の増大について肯定的にとらえる立場も存在する。

例えば、平成 22 年度版厚生労働白書においては、従来型の社会保障を「消費型・保護型社会保障」と位置づける一方で、これからの社会保障を「参加型社会保障（ポジティブウェルフェア）」と位置づけている。参加型社会保障の基本的考え方として、①「機会の平等」の保障のみならず、国民が自らの可能性を引き出し、発揮することを支援すること、②働き方や、介護等の支援が必要になった場合の暮らし方について、本人の自己決定（自律）を支援すること（例えば住み慣れた地域や自宅に住み続けられるように支援することなど）、③社会的包摂（Social Inclusion）の考え方に立って、労働市場、地域社会、家庭への参加を保障すること、を指すものであるとされている。白書においては、障害者福祉施策に係る位置づけが記載されておらず、その位置づけは必ずしも明白ではないが、最近の同施策に係る目的、方針から、参加型社会保障に包摂されるものと位置づけることが適切であると判断される。また、白書では、参加型社会保障は、経済成長の足を引っ張るものではなく、経済成長の基盤を作る未来への投資であるとされている。したがって、白書の立場を障害関係予算の増大（その基礎となる障害保健福祉施策の充実）に適用すると、将来の経済成長に対する肯定的な見解を有することとなる。

さらに、障害福祉分野に限るものではないが、社会保障（医療・介護・福祉）の分野に係る支出の増大を肯定的にとらえる研究が存在する。医療経済研究機構が行った研究（「医療と介護・福祉の産業連関に関する分析研究報告書」）によれば、総務省の

提供する 2005 年産業連関表を用いて分析した結果、「社会福祉」部門、「公共事業」部門、各産業部門（部門間構成比は国内総生産と同じ。）のそれぞれに対して、合計 1,000 億円の最終需要増加が発生した場合に国民経済への波及効果として得られる最終需要額の合計は、「総生産」及び「純所得」のいずれの場合においても、「社会福祉」部門が最も大きいという結果が出されている。

また、国立障害者リハビリテーションセンター研究所において行った同様の研究（「社会福祉にかかる経済効果の算出」）においては、医療経済研究機構が平均消費性向（0.911）を用いたのに対して、限界消費性向(0.694)を用いるなど若干の設定条件に違いがあったため、結果に少々の違いが生じているが、より生活水準に直結すると考えられる「純所得」については、「社会福祉」部門が最大の波及効果をもたらすとの結果が得られている。（なお、「総生産」については、「公共事業」、「社会福祉」、各産業部門の順に波及効果が認められた。）

通常、社会の高齢化に伴う財政支出の拡大については、将来の経済成長の足かせになるという否定的な見解が出されることが多い。しかしながら、これらの研究結果からは、社会福祉部門が高い波及効果を有する将来有望な産業であるという示唆が得られている。現在、税と社会保障の問題をめぐっては、政府の税収不足を解消するための消費税を始めとする税制改革の必要性とともに、将来にわたり持続可能性のある社会保障制度の構築が大きな課題となっている。このように将来における社会保障のあり方を議論する場合には、旧来の発想にとらわれず、様々な新しい発想や可能性を取り込んで柔軟な思考が必要ではないか。

さらに、国立障害者リハビリテーションセンター研究所において行った障害者自立支援給付費（平成 22 年 6 月分）の分析においては、都道府県別障害者一人当たり給付費が、身体障害者については、最大（沖縄県 8,880 円）と最小（福島県 4,259 円）で約 2 倍の格差であり、知的障害者については、最大（北海道 120,299 円）と最小（宮崎県 68,900 円）で約 1.7 倍の格差となっているとの結果が得られた。こうした地域格差については、支援費制度においては、人口 1 万人当たりの支給決定者数に関して都道府県間で最大 7.8 倍の格差が存在していたという指摘もあり、障害者自立支援法施行後障害者サービスに関する地域差は大幅に縮小が図られたものと評価することができる。これに関しては、一部の障害福祉関係者から、障害者自立支援法施行後にサービス格差が拡大しているのではないかとの指摘もあったが、研究の結果はむしろその逆を示唆することとなっている。なお、研究は都道府県単位でのものであり、市町村単位ではないことに留意しておく必要はある。

以上のことから、障害者間の公平・平等を目指す立場からは、障害者自立支援法の

効果を高く評価することが可能であると認められる。

これらの研究成果が示すように、障害福祉分野を含めた社会福祉制度の改革、特に支出増については、資源の再配分を通じて、景気への刺激効果や社会の公平・公正を作り出す面もあると考えられるため、今後は、家計負担などのマイナス面ばかりでなく、最近のデフレ傾向なども考慮に入れた社会への広範な影響を研究対象としていく必要がある。

#### 8) 障害福祉に関する行政データ集積、解析の仕組み

I. 1. 4) ①の通り、日本学術会議において提言されているところであるが、既に国や地方自治体が有している障害者に係る各種の行政データを、「個人情報保護に関する法律」を始めとする関係法令の枠内で収集・蓄積し、二次分析を行う恒久的な公的な機関を設置し、障害福祉に関するデータを蓄積し、分析する体制を整備することが好ましい。また、5) (2) の通り、障害福祉に係る給付サービスにおいて公平な制度の構築と運用を担保するための様々な検討課題の解決のために、医学、社会学、心理学、教育学、社会福祉学などの領域での実証的研究と行政データ集積と解析が必要であり、他方、障害を対象として各学問領域での研究を統合した総合的な議論も必要となることから、そのためにも行政データの集積、解析の中核として省庁の枠を超越した総合的なデータベースが必要と考えられる。その考え方をさらに詳しく記せば、以下の通りである。

I の2及び4で記したとおり、障害保健福祉分野においては、厚生労働科学研究を始めとする公的な支援を受けた各種研究事業が存在し、その成果については、国立保健医療科学院に厚生労働科学研究の成果に関するデータベースが存在するなど、各省庁・自治体・公的機関ごとに傘下の研究機関においてデータを保有・管理している状況にある。他方、I の2で見たとおり、近年、厚生労働科学研究費における障害保健福祉分野の研究事業予算は減少傾向にある。

一方、わが国では、障害者に係る福祉サービス制度について、かつての措置制度に見られたような行政機関主導の仕組みから、障害者自立支援給付のようなサービスの受給者である障害者主導の仕組みへの転換がなされたことにより、障害保健福祉サービスに関する需要が急激に高まっている。さらに、国際的には医療モデルから社会モデルへの転換が進められる中で、60年以上前に設けられた身体障害者福祉法における障害認定基準の見直しの必要性が高まり、障害者自立支援給付における認定区分の見直しが求められるなど、既存の障害保健福祉制度の枠組みを根底から見直すことが迫られている。

以上のように、障害保健福祉分野に関しては、今後検討すべき課題が多く、かつ、その早急な解決が求められている。このため、障害保健福祉分野に関する研究については、質量の両面において一層の水準向上を早急に達成する必要が生じている。しかしながら、実態としては、厚生労働科学研究費に見られるように研究費の大幅な予算削減が近年行われており、今後についても、行政改革が基調となっている中でこの傾向が改善される見込みはほとんどないであろう。このような状況で、今後さらに増加すると予想される新たな課題の解決に向けて、調査研究にこれまで以上に実効的に取り組むためには、過去の研究の成果を効率的に活用することのできる仕組みが必要となる。現在、障害保健福祉に関する公的な研究の成果については、厚生労働科学研究に係る研究課題と同様に、各省庁において、他の行政課題と併せてデータベース化されているところである。かつては、障害保健福祉に関する研究の成果は、ほぼ厚生省に一元化されていた時期もある。しかしながら、近年、この分野での課題が多様化するにつれて、内閣官房、文部科学省、経済産業省等の他省庁においても様々な取組が実施されるようになってきており、当該行政課題に関する研究についてもそれぞれの省庁が実施するようになってきている。したがって、これらを統合して障害保健福祉に関する情報の管理を一元的に行い、これまでの研究の成果を研究者が幅広く活用することを推進することにより、わが国における研究の実効性がより向上し、様々な行政課題の解決に寄与することが期待されるものである。また、収集したデータについては、単に集積し、民間に活用させるだけでなく、省庁の枠を超えて、二次的な分析を行い、政府全体としての取組・方針に活用できるシステムを設けることも必要となるであろう。

以上のことから、このような障害保健福祉に関する行政データについての集積・解析の仕組みを担う機関等については、次のような要件を満たすことが求められると考えられる。

- ①国の機関又はそれに準ずる性格を有する法人であること
- ②障害保健福祉に関する研究についての実績を有すること
- ③障害者等の個人情報に関する取扱いが適切であること

## 2 国立障害者リハビリテーションセンターが果たすべき役割

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国リハ」という。）では、平成22年4月1日付けで達成すべき業務運営の目標（中期目標）を策定している（参考資料参照）。以下、中期目標における位置づけを踏まえて、当研究が対象とする障害保健福祉に関する課題において国リハが果たすべき役割について考察する。

中期目標においては、第1「中期目標の期間」、第2「サービス等業務の質の向上に関する事項」、第3「業務運営の効率化に関する事項」、第4「財務内容の改善に関する事項」、第5「その他業務運営に関する事項」の大きく5つの項目に分かれているが、このうち、研究課題との関係では、すでに見てきたとおり、第2の部分が大きく関わっている。以下、第2章を中心に研究課題と国リハの業務内容との関係を整理し、国リハの果たすべき役割を明らかにする。

第一に、社会モデルへの対応であるが、中期目標では第2.2「リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発」にもあるとおり、障害者のリハビリテーション技術・福祉機器の研究開発の主導的な役割を担う研究課題や事業等を戦略的に設定し実施することとされており、医療から福祉までの臨床、現場を有する特性を活かした研究課題を設定しつつ、独自性の高い基礎的・応用的研究を行うことや障害全体を視野に入れた支援技術や福祉機器等の開発、実用化及び普及に取り組むこととされており、このような取組に際して、「社会モデル」への転換及びそれに基づく障害保健福祉制度改正の動向等の最新の情報を反映する必要があるため、第2.6「リハビリテーションに関する情報収集及び提供」のとおり、情報収集のために関係諸機関とのネットワークを構築し、部門間での情報ネットワークシステムの強化、活用に取り組んでいる。また、第2.8「リハビリテーションに関する国際協力」にもあるとおり、WHO等の国際機関と協力体制を築き、海外からの情報を入手しやすくするなどの取組を行っている。国リハは、これらの対応を継続しつつ、社会モデルに基づく制度設計について調査研究を進め、社会制度、支援技術等における対応に一層の貢献を図る必要がある。

第二に、ニューロリハビリテーション等の新技術を活かす新たなプログラム、システムの開発への対応であるが、国リハ研究所においては、再生医療、BMIを利活用した視覚障害と脊髄障害のニューロリハビリテーション研究に取り組んできているところである。具体的には、中期目標第2.2に基づき、脊髄損傷者の歩行機能に対するニューロリハビリテーションに関する研究などの独自性の高い基礎的・応用的研究を実施するとともに、第2.6に基づき、新技術に関する情報収集及び提供を進めて、最新のプログラム、システム開発に取り組んでいる。国リハは、このような取組を活かして、ニューロリハビリテーション研究を重点課題の一つとして、新たなプロジェクトを策定するなど推進する必要がある。

第三に、障害者のヘルスプロモーション、スポーツ活動支援への対応であるが、中期目標第2.5「リハビリテーション健康増進プログラムの提供」に基づき、国リハでは、病院内に設けられた健康増進センターを中心とした健康づくりのための各種の取組や障害者スポーツ科学センター構想などの障害者スポーツの普及のための取組を実施するこ

ととされている。国リハは、これらの事業において中核的な役割を果たし、調査研究の推進や全国における普及を支援する必要がある。

第四に、高齢障害者への対策であるが、中期目標第2. 2に基づき、障害者の加齢に基づく様々な課題やその対応策について研究開発に取り組むとともに、第2. 4「障害福祉サービスの提供」に基づき、国が設置する障害者支援施設として、より質の高いサービスの提供に取り組むことを目指して、研究開発部門や地域とも連携しつつ、対応を進めることとされている。国リハは、施設機能を有することや地域連携の推進等の長所を生かして、調査研究の推進等の面で国の取組をサポートする必要がある。

第五に、医療・福祉の連携による社会参加支援技術の開発・普及であるが、中期目標第2. 2に基づき、取り組むこととされている。国リハは、今後とも研究所を中心に、臨床現場との連携や他の研究機関との体制の強化及び障害に関する情報の収集と発信を通じて、中核技術の確立に努める必要がある。

第六に、障害者と情報に関する対応であるが、中期目標第2. 6に基づき、情報収集のための関係諸機関とのネットワークの構築を進めて関係機関との情報共有・利活用を推進すること、部門間情報ネットワークシステムの強化と有効な活用を推進すること、対象者に応じた情報発信機能の強化を図ること、障害関係情報に関する図書館機能の強化を図ること、全国の発達障害者情報・支援センターの中核センター中核センター機能の発揮を図ること、情報インフラの構築・運用管理機能の強化を図ること、医療・福祉・雇用等の総合相談の推進を図ること等の目標を定めている。国リハとしては、今後、これらの目標を達成する上で、障害・情報支援センター構想を具体化していく必要がある。

第七に、障害福祉と社会経済政策におけるマクロ資源配分については、中期目標第2. 2に基づき、独自性の高い基礎的・応用的研究として取り組むべき課題である。現在、国リハ研究所としては国の政策に反映される実践的な研究を目指す方向で取り組んでおり、現在の社会経済情勢を踏まえた将来の障害保健福祉施策のあり方についての研究を実施することは重要な課題となっている。国リハとしては、今後とも、制度改正等の政策提言を見据えて、社会・経済制度に関する研究に取り組む必要がある。

最後に、以上の政策課題を実現するために、障害福祉に関する行政データ集積、解析の仕組みを構築することが必要であるが、国リハとしてはその実施機関となることについて次のような優位性を有している。

- ・中期目標に基づき、障害関係情報に関する図書館機能の強化を図るなど、障害者のリハビリテーションに関する情報収集及び提供に取り組んできた実績がある。
- ・障害者のリハビリテーションに関する研究に関する実績が豊富であり、障害者保健福祉施策に関して現在又は将来的に必要な課題に関して幅広く取り組んでいる。

- ・ 1. 8) に挙げた条件をすべて満たしている。

### Ⅲ 提言

我々は、高齢社会における社会保障の見直しが進む中であって、障害を生物・心理・社会的な視点からとらえ、障害の発生メカニズムを探求し、障害をもつ人々の健康増進、能力開発を支援し、社会の障壁を取り除く努力を通して共生社会の構築に寄与するために障害福祉領域の厚生労働科学研究の充実を図るべきと考える。

中期的に取り組むべき重点研究課題として以下を提言する。

#### 1. 直面する課題への取り組み

##### 1) 参加制約の要因としての社会の障壁に関する実証研究

近年、国連やWHOにおける動向を踏まえて、社会モデルに基づく調査研究が進められているが、英国の例に見られるように、従来の医療モデルにおける機能障害 (impairment) にも配慮しつつ、社会の障壁に関する実証研究を進めて行く必要がある。

##### 2) 加齢による障害の重度化への対応に関する研究

若年期にすでに障害を持っており、その後高齢に達した人々と高齢に達してから障害を持った人々では必要な福祉サービスや行政上の課題も異なると考えられる。それぞれに適した支援プログラムの開発、行政課題の解決に関して研究を進める必要がある。

#### 2. 先端科学技術を活用したリハビリテーションプログラム並びに福祉機器開発

##### 1) ニューロリハビリテーションの技法と臨床応用のためのシステム開発

近年の脳・神経科学の進歩に伴い推進されてきたニューロリハビリテーション研究について、神経再生に関する基礎研究、リハビリテーションプログラム開発、BMI を活用し、治療技術、機器開発を統合して研究を推進し、開発成果の福祉サービス提供体制までを視野に入れたシステム開発につなげていく必要がある。

##### 2) 情報リタラシーの向上に関する研究

障害保健福祉施策における均てん化の推進や障害者支援を行う職員の資質の向上を図るために、障害及び障害者に係る情報の収集・分析を行う活動等実践の場を通じて、情報リタラシーの向上に関する研究を進めて行く必要がある

##### 3) 福祉機器開発

障害者基本法に基づく国の責務である障害者の生活機能全体にわたるリハビリテーション技術の研究開発や人材育成の具現化として、支援技術、支援機器の開発を、公的な責任として実施する体制の構築が重要である。

### 3. 保健・医療・福祉連携による社会参加支援

- ・ 健康増進、スポーツ活動支援に関する研究

障害者の生活の質（QOL）の向上のため、健康管理・増進に関する調査、プログラム開発、健診・検診システムなどに関する研究の推進を図るべきである。

### 4. 福祉資源の開発と分配に関する社会的・経済学的・行政学的研究

#### 1) マクロ的資源分配に関する実証研究

障害福祉分野を含めた社会福祉制度の改革については、資源の再配分を通じて、景気への刺激効果や社会の公平・公正を作り出す面もあると考えられるところであり、プラス・マイナス両面から社会経済へ及ぼす影響について実証研究を進める必要がある。

#### 2) QOLを高める新たな福祉資源の開発

障害者のQOLを高めるための取組として、自立支援給付の実施など様々な保健福祉施策が講じられているが、新たな取組として、上記の健康増進、スポーツ支援活動のほか、様々な支援策について調査研究を通じて新規開発につなげる必要がある。

### 5. 行政データ収集・解析システムの開発

国や地方自治体が有している障害者に係る各種の行政データを、「個人情報の保護に関する法律」を始めとする関係法令の枠内で収集・蓄積し、二次分析を行う恒久的な公的な機関を設置し、障害福祉に関するデータを蓄積し、分析する体制を整備する必要がある。その際、当該体制としては、医学、社会学、心理学、教育学、社会福祉学などの領域での実証的研究と行政データ集積と解析を進める必要があり、①国の機関又はそれに準ずる性格を有する法人であること、②障害保健福祉に関する研究についての実績を有すること、③障害者等の個人情報に関する取扱いが適切であること、という要件を満たす必要があることに留意するべきである。

## 参考資料

### 国立障害者リハビリテーションセンター中期目標 ～時代を拓く先進的障害研究センターを目指して～

制定：平成22年4月1日

変更：平成23年4月1日

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

国立障害者リハビリテーションセンター総長 江藤 文夫

#### （前文）

センターは、障害者の自立及び社会参加の支援のため、障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者の生活機能全体の維持・回復のための先進的な保健・医療や福祉サービスの提供、リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発、リハビリテーション専門職員の人材育成等を担い、障害に関する臨床データ等の情報の評価・分析を行うことにより、科学的根拠に基づく医療・福祉施策の向上に貢献する。

このため、各部門が一体となって利用者主体のサービス提供、時代の科学を動員した障害研究、機能的制限の軽減・能力開発の実践・研究を行い、もって時代を拓くセンターの実現に努める。

#### 第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。

#### 第2 サービス等業務の質の向上に関する事項

##### 1. 総合的リハビリテーション医療の提供

臨床研究開発の機能を強化するとともに、先進的リハビリテーション医療の推進に努め、障害全体を視野に入れたリハビリテーション医療を提供する。

##### （1）包括的な障害者医療の提供

患者の多様なニーズを理解し、丁寧に応える包括的医療の一環として次に掲げ

る事項について積極的に取り組む。

- ロービジョンを含めた視覚障害を有する患者や聴覚障害を有する患者、失語症者について、診療及び訓練のデータの蓄積を踏まえ、標準的リハビリテーションプログラムの作成及び改良を行う。また、嚥下障害を有する患者についてチームアプローチによる集学的治療及びリハビリテーションを行う。
- 重複障害又は重複障害における二次的障害への対応の具体的リハビリテーションアプローチのマニュアルを作成し、地域における重複障害又は二次的障害への対応の必要性及び対応方法の周知に努める。
- 福祉サービス対象拡大に対応するために精神科診療を充実する。

(2) 臨床研究開発機能の強化

新設された臨床研究開発部を中核として、他部門との連携により、センター内横断的研究の推進、病院内の臨床研究支援及び病院内データベースの構築と蓄積を行う。

(3) 先進的リハビリテーション医療の推進

- ① 頸髄損傷者、高次脳機能障害、上肢切断者、人工内耳装用者、盲ろう者等に対する先進的リハビリテーションプログラムの構築・充実を図る。
- ② スポーツを楽しむ障害者の健康管理と二次的障害予防及びスポーツ機器の適合、競技力の向上等を図るため、健康増進・スポーツ外来を開設する。

(4) 福祉機器の総合的な適合サービスの提供体制の整備

福祉機器総合部門の確立を目指した生活支援機器相談外来を開設し、専門職の協力の下に、義肢・装具適合サービス、シーティング適合サービス、補聴器適合サービス、ロービジョン補助具適合サービス及び認知機能対応の福祉機器適合サービスを拡充する。

(5) 総合的リハビリテーション医療サービス提供の体制整備

地域連携を強化し、病床利用率(平成 20 年度 63%)の改善を図り 70%以上を目指すとともに外来受診患者数を増やす。

(6) 地域・関係部門との連携体制の強化

- ① 地域との連携体制を強化し、地域の他の医療機関及び福祉サービスとの連携を深める。
- ② 病院を退院した障害者の円滑な自立生活移行を推し進めるために自立支援局との連携を強化する。

## 2. リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発

研究所、病院の臨床研究開発部をはじめとする組織横断的な体制を構築し、障害者のリハビリテーション技術・福祉機器の研究開発の主導的な役割を担う研究課題や事業等を戦略的に設定し実施する。

### (1) 医療から福祉までの臨床、現場を有する特性を活かした研究課題の設定

- ① 障害者基本計画の趣旨を踏まえつつ、科学技術基本計画に沿って、次に掲げる重点課題を中心として、医療から福祉までの臨床、現場を有する特性を活かして、独自性の高い基礎的・応用的研究を行う。
  - 脊髄損傷者の歩行機能に対するニューロリハビリテーションに関する研究
  - ブレイン・マシン・インターフェイス(BMI)に関する研究
  - 認知機能障害の客観的評価法に関する研究
  - 神経科学に基づく認知リハビリテーションに向けた基礎的な研究開発
  - 盲ろう者の生活支援に関する研究開発
  - 高次脳機能障害者に向けた標準的認知リハビリテーションに関する研究
  - 視覚障害の遺伝子診断技術及びその臨床応用に関する研究開発
  - 社会科学、情報科学を駆使した障害者の情報コミュニケーション支援に関する研究
  - 切断者のリハビリテーションに関する研究
- ② 障害全体を視野に入れた支援技術や福祉機器等の開発、実用化及び普及
  - 軽度認知症者を対象とした情報支援機器の開発と実用化及び適合手法の確立
  - 既存の障害種別に含まれない障害者を対象とした支援技術・支援機器の開発
  - 切断者の感覚入力の取込みを可能とするソケット、即時装着試用評価可能義足ソケット等のリハビリテーション機器の開発
  - 障害者のスポーツ・運動用装具等の開発、普及
  - 障害者の健康管理支援機器の研究開発
  - 発達障害の青年期、成人期における職業生活を含めた地域生活支援に関

する福祉サービス手法の開発

○ 実施した研究に係る成果の知的財産権の取得及び開示並びに論文等を通じた積極的な公表

③ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映する。

(2) 産学官や地方公共団体の総合リハビリテーションセンター等研究機関との有機的連携による共同研究、研究交流の促進

① 社会的環境の変化に伴う新たな公的要請に即応できる研究開発体制を保持し、試行的取組みに積極的に参画する。

② 国内外の研究機関等との共同研究の拡大、研究協力のための研究員派遣及び受入れ、施設及び設備の共用を促進する。

(3) 福祉機器の評価・認証機能の強化、国際基準の策定支援

① 福祉機器破損情報収集システムを構築する。

② 補装具の工学的評価及び臨床評価に基づく認証機関としての機能を構築する。

③ 高度先端福祉機器の臨床評価機能を強化する。

④ 座位保持装置の強度及び温湿度特性に関する国際規格（ISO）の策定に向けた研究成果を発信する。

### 3. リハビリテーション専門職員の人材育成

(1) 社会のニーズを見据えた障害関係専門職の養成

① 既存学科について、臨床のみならず、研究・教育で当該分野を先導できる人材を養成する。このため、障害関係専門職の養成機関として先駆的な知識と技術を付与する。

② 各学科の充足率の維持向上を図る。

③ 社会のニーズに応じた新たな障害関係専門職の養成学科設置の必要性について検討する。

④ 学院卒業以降のキャリアアップを意図する大学院相当の教育モデルを開発し、普及する。

⑤ 教育及び研究面での指導者を養成する課程（大学院大学校）への移行の可能性を検討する。

## (2) 教育体制の強化

- ① 大学教官に相当する経歴所持のために、教官のキャリアアップを図る。
- ② 学会、学術活動等への積極的参加を促し、社会的役割の向上を目指す。
- ③ 将来の大学院大学校化を意識した図書館の設置を検討し、養成目標に適った規模・内容を提示する。

## (3) 専門職員の研修機能の強化

社会的ニーズに対応した人材養成を目指し、新たな研修コースを導入する。

## (4) 関係機関との連携・分担

障害関係機関等とのネットワークを構築し、連携・分担して専門職等の養成・研修を行う。特に、養成課程においては、資格認定に向けて関係団体等と連携しその実現を目指す。

## 4. 障害福祉サービスの提供

国が設置する障害者支援施設として、自立支援局内の各施設との連携を強化し、より質の高いサービスの提供を進めるとともに、民間施設等での取組みが十分でない頸髄損傷者、高次脳機能障害者、発達障害者等への対応を図るため、次に掲げる取組みを実施する。

### (1) 障害全体を視野に入れた福祉サービス提供体制の整備

#### ① 高次脳機能障害及び発達障害への取組み体制の充実

利用者の増加が見込まれる高次脳機能障害者へのサービス提供体制を充実するとともに、モデル事業により実施している青年期の発達障害者については、当該事業の進捗状況を踏まえ、体制整備を図る。

#### ② 精神障害者及び知的障害者へのサービス提供体制の整備

精神障害者については、当面、身体障害との重複障害のある者に対するサービスの提供を推進し、そのノウハウの蓄積に努める。また、在宅生活を可能にする訓練を実施するため、小規模ユニット型の宿舍を用意する等体制の整備を図る。

また、知的障害者への適切なサービス提供体制を検討するため、「知的障害者サービス提供体制に関する検討会」（仮称）を平成22年度中に設置し、検討を進める。

#### ③ 実情に即した定員の設定と充足率の向上

利用者の需要動向等を踏まえ、当面、各日中活動サービスの定員見直しや若

年の脳血管障害者等の利用対象の拡大を行い、定員充足率75%以上を目指す。また、市区町村等関係機関に対して利用者募集の広報活動を積極的に実施し、利用者の確保を図る。なお、塩原視力障害センター及び伊東重度障害者センターの廃止・統合を見据え、別途、定員設定の検討を行う。

## (2) 質の高い福祉サービスの提供

### ① 標準的なサービスの体系化

各種の訓練サービスにおいて、平成24年度までに次に掲げる評価方法や訓練プログラムの開発・充実を図り、訓練マニュアルとして整備することで標準的なサービスの体系化を進める。また、訓練を通して利用者が自己の障害状況や健康状態を適切に理解し、将来にわたって健康的な生活を送れるよう支援の定着を図る。

- 頸髄損傷者等の機能訓練における訓練プログラム及び看護プログラムの作成とマニュアル化
- 高次脳機能障害者の生活訓練における訓練プログラムの作成とマニュアル化
- 就労移行支援利用者の評価及び訓練プログラムの整備と職場体験実習の充実
- 理療教育の実技指導における基本的事項のマニュアル化

### ② 先駆的事業の実施

これまで十分に取組みなかつた課題について、モデル的に次のような事業を展開し、その成果をまとめる。

- 「盲ろう者宿泊型生活訓練等モデル事業」の開始と事業検証
- 「青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業」における最終年の検証
- 自立訓練に関する施設外での訪問相談及び短期訓練等の提供

## (3) 事業成果向上への取組み

### ① 就労移行支援（養成施設を含む）における就業率の向上

地域就労関係機関との連携を強化し、新たな就労先や実習先の開拓を進めるなど、利用者が就労しやすい環境づくりを推進するとともに、職業準備訓練や就労マッチング等支援方策を充実することにより、就業率（平成20年度45%）の向上を目指す。

② あはき師国家試験の合格率の向上

模擬試験や補習等による効果的な受験対策の強化を図り、就労移行支援（養成施設）のあはき師国家試験合格率（平成20年度あんまマッサージ指圧師86%、はり師59%、きゅう師53%）の向上を目指す。

(4) 地域との連携体制の強化

① 地域の関係団体等社会資源のデータ化の推進と利用

地域の社会資源を有効利用することにより、利用者の職場定着や自立生活の後支援等に活用するため、就労支援サービスを提供する際に関わってきた地域の就労関連事業所や在宅関連事業所等を県・市区町村ごとにデータとして集積し、利用者のみならず、在宅の障害者や支援関係者等に対して情報を発信する。

② 自立生活支援に係る地域連携の強化

地域における障害福祉サービスの提供体制を確保し、障害者の自立生活を支えていくため、地域の自立支援協議会等との連携を深めるとともに、近隣地域における施設、企業の実習先の拡充を図る。また、地域の事業所の実習の受け入れを検討する。

③ 国立職業リハビリテーションセンターとの連携

センター及び国立職業リハビリテーションセンターの利用者や利用希望者等に関する様々な情報を相互に共有し、障害者に対する適切なサービスの提供を推進していくため、これまで実施している合同連絡会議のほか、相互の連携を緊密にするための方策を検討する。

④ 施設機能の地域開放・交流

地域の住民を対象とした講習会等の催しを通じて、地域の社会資源として期待されるよう環境づくりを行う。

(5) 知的障害児・者への取組み

秩父学園において、これまで重度の知的障害児施設として培ってきた知見を活かし、質の高いサービスの提供を行っていくとともに、平成22年度の障害者自立支援法等の改正の施行（以下「法施行」という。）や発達障害等の現下の政策課題に適切に応えるべく、以下のような取組みを進め、全国への発信力を高めていく。

① 法施行への対応

秩父学園が平成24年度からの法施行のモデルとしての役割を担うことができるよう、平成23年度において法施行に向けた準備を適切に進める。また、将来の施設のあり方として、発達障害における適応障害児も含め、これらの障害児が地域で生活していくための発達支援や、その家族を含めた療育支援の拠点となる、新たな障害児施設を目指すこととし、平成23年度に、その具体的内容やそれに向けた寮体制の再編に関する計画を策定するとともに、新たな療育プログラムを検討し、実践に移していく。

## ② 地域移行の推進

平成23年度に入所者のアセスメントや地域移行のための計画の策定を行い、これに基づき、平成24年度以降、一定の期間内に地域移行を完了し、本来の障害児施設に回帰することを目指し、年齢超過者の地域移行に最大限努力する。このため、家族の理解を得ながら、地域移行のための新たなプログラムを実践していくとともに、関係地方公共団体や施設との連絡調整のための仕組みづくりやアウトリーチ活動など、地域移行のための環境整備に取り組む。あわせて、重度化や高齢化等に伴い地域移行が困難な者への対応について研究を行う。

## ③ 新たな事業の展開

発達障害情報・支援センター等のセンター各部門との連携を軸として、関係機関との協力関係も築きながら、発達障害児対策に重点を置きつつ、以下のような国の施策との関連性の高い研修や、モデル性の高い事業、現場を活かした実証研究等を実施していく。

- 発達障害に係るアセスメントや支援技法等の研修
- 通所部門の拡充による新たな療育方法の実践、母子短期入所による家族支援等
- 知的障害者の地域移行に係るアセスメントや家族支援の手法の研究、強度行動障害児や自閉症児等に対する療育プログラムの実践・検証等

平成23年度に、有識者等の参集を求め、今後の研修や研究に関する計画を策定するとともに、児童指導員の養成の在り方について検討を行う。

## (6) 国立更生援護機関一元化への対応

- ① 全国8施設の国立更生援護機関がセンターを核にして組織・機能を一元化することに伴い、必要な体制の整備を図る。
- ② 塩原視力障害センター（平成24年度末）及び伊東重度障害者センター（平成25年度末）の廃止・統合に向け、必要な調整を図る。

- ③ 秩父学園については、外来診療の機能のセンター病院への統合を平成 24 年度から計画的に進めていくとともに、入所者に対する健康管理と外来診療との役割を順次見直していく。また、研修・養成について、センターの学院との運営や組織に関する統合を目指し、検討を行う。

## 5. リハビリテーション健康増進プログラムの提供

### (1) 健康増進センターを中心とした健康づくり

健康増進センターを中心として、次に掲げる取組みによって、障害者の生活習慣病の実態を把握し、その予防、生活習慣改善のプログラムを開発し、利用者に積極的参加を促し、健康づくりの環境整備を促進する。

- ① 生活習慣病に関する調査研究
- ② 健康診断、障害予防、特定検診・保健指導プログラムの開発
- ③ 栄養・食生活の改善、身体活動・運動習慣、たばこ・アルコール対策、糖尿病、循環器病対策に関する支援プログラムの開発
- ④ 健康増進サービスとして健康教室、運動教室の開催、自立支援局利用者の健康管理と増進プログラムの実行、人間ドック(内科系、運動器系、神経系等)の実施
- ⑤ 介護者のための介護軽減プログラムと介護者ケアシステムの開発及び提供
- ⑥ 心の健康増進事業の実施

### (2) 障害者スポーツの普及

障害者スポーツの普及のため、障害者スポーツ科学センターを構想し、体育館におけるスポーツプログラム提供環境の整備、障害特性を生かした運動プログラムの開発、障害者スポーツの普及活動を行うとともに、スポーツ活動のための施設提供、競技・運動指導、障害者スポーツ活動の科学的分析等を行う。

## 6. リハビリテーションに関する情報収集及び提供

### (1) 情報収集のための関係諸機関とのネットワークの構築

国立職業リハビリテーションセンター、各地の総合的リハビリテーションセンター及び日本学生支援機構等関係諸機関とのネットワークを構築し、その情報について ICT 技術を活用した関係機関との情報共有・利活用を推進する。

### (2) 部門間情報ネットワークシステムの強化と有効な活用

ICT 技術を活用し、各部門間の情報の共有・利活用を推進する。

(3) 対象者に応じた情報発信機能の強化

- ① 現在の情報発信の方法について、対象者、情報の迅速性等の観点から情報バリアフリーに配慮した見直しを行い、ホームページによる情報発信を積極的に推進する
- ② 高次脳機能障害情報・支援センター及び発達障害情報・支援センターウェブサイトの情報の内容を拡充する。

(4) 障害関係情報に関する図書館機能の強化

我が国の障害者リハビリテーションの中核機関として、また、人材養成部門の将来の大学院大学校化を意識して、医療、リハビリテーション、福祉、雇用分野に係るリハビリテーション情報、教材、学術図書、資料等の整備・充実に努めるとともに、収集した障害関係情報が最先端の情報技術やメディア等を駆使してセンター内外の障害者に利用可能となるように、機能の整備・強化に着手する。

(5) 全国の発達障害者支援センター等の中核センター機能の発揮

- ① 全国の発達障害者支援センターと発達障害情報・支援センターとのウェブ上での情報共有の方法について検討し、両者の共通データベース化を図る。
- ② 高次脳機能障害支援普及事業支援拠点機関に対する支援及び情報提供の方法について検討し、連携を図る。

(6) 情報インフラの構築・運用管理機能の強化

センター情報システムにかかる企画及び立案を一元化し、計画的な情報インフラの整備、各部門が有効活用できる情報システム等の整備を推進する。

(7) 医療・福祉・雇用等の総合相談の推進

センターを初めて利用する者からの相談に対して適切に担当部門へ紹介できる体制を整備するとともに、障害者及びその家族等からの相談について、各部門の連携により、総合的な対応の強化を図る。

7. リハビリテーションに関する企画・立案

リハビリテーションに関する新規の科学技術を迅速かつ効果的に障害者に提供で